

平塚市立松延小学校いじめ防止基本方針

平塚市立松延小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）本校のいじめに関する基本的な考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（2）いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法より抜粋）

（3）いじめの禁止

本校の児童は、いじめを行わない。

（4）学校及び職員の責務

児童が安全で安心した学校生活を送るために、周囲の友だちや教職員との信頼関係を築き、規律正しく、落ち着いた態度で学習や行事に主体的に参加できるような授業づくり、集団づくり、そして学校づくりをおこなっていきます。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対応し、その解消と再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組

ア いじめについての共通理解と学校体制の確立

いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、共通理解を図り、組織的に対応する。また、日常的にいじめの問題にふれ、児童に、「人として絶対に許されないこと」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。

イ 児童との信頼関係の確立

教職員が児童を一人の人間として尊重し、置かれている状況、気持ちの理解に努めます。カウンセリングマインドを身につけ、児童の心に寄り添うことを心がけます。

ウ 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、相手の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

エ わかりやすい授業づくり

授業についていけない焦り、劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていきます。また、学習や生活での集団づくりも弾力的に行っていきます。学級の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。

オ 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があります。日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア いじめの兆候を見逃さないために

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、きちんと認知するよう努めます。

イ 教育相談をととした把握

児童、保護者、教職員がいじめに関して相談できるよう、教育相談日を設けて実態把握に努めます。その窓口を周知していきます。

ウ アンケート調査によるいじめの把握

定期的な生活アンケート調査（7月と11月）を実施し、児童の状況の客観的な把握に努めます。

エ 家庭との協力関係の構築

個々面談（7月）、教育相談（通年）、学級懇談会（年2回）、家庭訪問等を通して、児童の状況について保護者との情報共有に努めます。

オ 研修会の実施

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(3) いじめの早期対応のための取組

いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。

相談・通報のあった事案は、「いじめの防止等の対策のための組織」を通して情報共有に努めます。いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

- ・ いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。なお、いじめられた児童（いじめを受けている疑いがある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめの防止等の対策のための組織」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案に

よっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。

- ・ いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

（４）インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等、必要な啓発活動を行います。

ア インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

イ 情報モラル教育を推進します。

ウ 書き込みや画像等の削除や対応などの具体的な方法を指導します。

エ 専門的な期間の相談窓口を周知します。

（５）アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録は、卒業後５年間保存します。

３ 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、学期に２回程度（５月・７月・１２月・３月）開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

（１）「いじめの防止等の対策のための組織」の構成

管理職、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し校長が任命します。

（２）活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針
- ・ 年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集

- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあった場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

管理職、総括教諭、児童指導担当等、事案内容により、市教育委員会と検討します。また、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図ることもあります。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
 - ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法の提供・説明
 - ・平塚市教育委員会への調査結果報告
 - ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ＊調査報告書は、卒業後5年保存する。特段の支障がなければ公表することもできる。

5 保護者への周知

「松延小いじめ防止基本方針」を全家庭に配布し、いじめの定義を周知し、いじめ防止への理解を促進する取り組みを進めます。また、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること